

# 半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務

## 企画提案指示書

### 1 委託する業務名

半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務

### 2 業務の目的

北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンで目指している道内の半導体エコシステムを構築するため、コーディネーター等を配置し、地域のニーズや課題等を踏まえた産学連携の取組などを通じて、産学官の関係者によるネットワークの構築・強化を図る。

### 3 委託業務の内容

業務を実施する事業者は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

※詳細な業務内容については、当該委託業務の締結後、北海道と協議の上決定すること。

#### (1) 全道を対象とした産学官の関係者によるネットワークの構築

半導体のエコシステムの構築に向けて、道内の半導体関連の企業や経済団体、支援機関、教育機関等が連携し、半導体関連産業の振興につながる方策を検討するプラットフォームとなるネットワーク（以下、ネットワークという。）を構築するため、次の業務を実施する。

ア 企業の技術・ノウハウや大学・高専等の研究・人材等に関する情報を収集・整理し、産学連携に向けた体制を整備するため、次の項目の取組等を実施すること。

- ・道内の半導体関連企業やものづくり企業、大学・高専等（以下、企業等という。）のニーズや課題等を把握するため、企業等への訪問により意見交換を実施するとともに、ネットワークへの参加を促す。
- ・国や道、関係機関が実施するビジネスマッチングセミナーや説明会、講習会等に参加し、企業情報等を収集するとともに、企業等に対してネットワークへの参加を促す。
- ・ネットワーク参加者に対して、ネットワークの取組状況や、国や道、関係機関による支援策、行事等について効果的な情報発信を行う。

イ なお、本ネットワークを通じて、後述の「(2) ワークショップの開催」、「(3) プロジェクトの組成・推進」、「(4) 活動報告会の実施」の業務を行うこと。

#### (2) ワークショップの開催

地域ごとや目的別に地域や企業等のニーズや課題を把握してプロジェクトの組成を行うため、コーディネーターやサブコーディネーターが各地に出向き、ネットワーク参加者とのワークショップを実施する。

ア 開催時期

令和6年6月から8月の間（予定）

イ 開催回数

各プロジェクトの組成までの間、必要に応じて複数回実施

### (3) プロジェクトの組成・推進

ネットワーク参加者を対象にしたプロジェクトを組成し、推進する。

#### ア 実施時期

9月～令和7年1月（予定）

#### イ 実施数

6本程度

#### ウ プロジェクトの考え方

※実際に実施するプロジェクトは、次の考え方を参考にして、地域や企業等のニーズや課題を踏まえ具体的なテーマを決定する。

##### ① 道内企業による半導体関連産業への参入促進・取引拡大

道内企業の半導体関連産業への参入や取引拡大につなげるため、国や道が実施するビジネスマッチングセミナー等に参加した企業等の中で、マッチング可能性がある先を対象に、コーディネーターやサブコーディネーターがマッチングまでのフォローのほか、技術的なアドバイスや連携先の紹介等、定期的なミーティングの開催などの取組を行う。

##### ② 半導体に関する共同研究等の創出

半導体に関する共同研究等の創出に向け、ネットワーク参加者の企業ニーズや道内大学・高専の研究シーズを紹介するミーティングの開催、半導体に関連するスタートアップ設立を目指す事業家と研究者のマッチングなどの取組を行う。

##### ③ 半導体人材の育成・確保

半導体人材の育成や確保を図るため、各地域における半導体関連企業による地元の学生を対象とした企業説明会や道が実施する出前講座等の結果を踏まえた就職希望者と個別企業のマッチングなどの取組を行う。

##### ④ 半導体やデジタル技術を活用した地域産業の活性化

半導体関連産業の集積は低いが、大学・高専が立地し、半導体関連の教育や研究が行われている地域において、大学・高専や市町村、関係機関、地域の産業、道央圏の半導体関連企業が参加するミーティングや異業種交流会等を開催し、半導体やデジタル技術を活用した地域産業の活性化に向けた検討などの取組を行う。

### (4) 活動報告会の実施

ネットワーク参加者をはじめ、半導体関連産業への参入を希望する企業等を対象に各プロジェクトの進捗状況や成果などを発表する活動報告会を実施する。

#### ア 開催地

札幌市

(地方の企業等の参加が容易となるようオンライン配信やアーカイブ配信を行うこと)

#### イ 開催回数

1回

#### ウ 開催期日

令和7年2月（予定）

(5) コーディネーター等の配置

上記(1)から(4)までの業務を担当するコーディネーターとサブコーディネーターを道内に配置する。

ア コーディネーター

①配置人数

1名

②対象者

- ・民間企業や支援機関など半導体関連産業での勤務経験があるなど、半導体に知見を有し、道内企業の現状にも詳しい者。

③業務内容

- ・企業訪問等を通じて、企業等に対してネットワークへの参加を促す。
- ・サブコーディネーターに対して、各プロジェクトの組成や推進に必要な技術的なアドバイスを行う。
- ・企業等からの相談等に対し、技術的なアドバイスを行うとともに、企業訪問等によって得られた情報等をもとに、ネットワーク内外の関係者のマッチングを行う。

イ サブコーディネーター

①配置人数

3～4名

②対象者

- ・道内の半導体関連企業やものづくり企業に関する知見やネットワークを有する者。
- ・道内の大学・高専等に関する知見やネットワークを有する者。
- ・国や道などの他の事業において、ネットワーク構築業務等に携わった経験を有する者。

③業務内容

- ・企業訪問等を通じて、企業等に対してネットワークへの参加を促す。
- ・ネットワーク参加者に対してメーリングリスト等を活用し、情報発信を行う。
- ・ワークショップを開催し、地域や企業等のニーズや課題を把握し、プロジェクトを組成する。
- ・ネットワーク参加者との間で、定期的にミーティング等を行いながら、プロジェクトを推進する。
- ・活動報告会を実施し、ネットワーク参加者間の連携や外部との関係構築を強化する。

(6) その他上記(1)から(5)に付随する業務

(7) 報告書の作成

受託者は本事業の成果について、3月14日(金)までに報告書を作成し、提出期限までに紙媒体(5部)及び電子媒体(1部)で提出すること。

#### 4 留意事項

- (1) その他、道経済部次世代半導体戦略室が実施する令和6年度半導体産業に係る複合拠点化事業(道内企業向けビジネスマッチングセミナー)委託業務をはじめ各事業と連携して実施すること。

(2) 業務の実施内容や成果など、業務の進捗状況等について、道と情報共有を行う打ち合わせを定期的に開催すること。

(3) 再委託の禁止

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

- ① 委託業務をそのまま全部再委託する場合
- ② 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- ③ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託をさせようとする第三者の称号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく受託者は変更の届出を提出するものとする。

- ① 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- ② 再委託することに合理的な理由があるとき。
- ③ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（再委託をする相手方の称号または名称及び住所、業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

(4) その他

その他の具体的内容については、別途、道及び受託者が協議の上、決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上修正・変更が加えられる場合がある。また、業務の実施に当たっては、道と十分に協議しながら実施すること。

## 5 委託期間

契約締結日より令和7年3月14日(金)

## 6 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。
- キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- ケ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

## 7 委託事務事業費

委託料 34,203千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 8 手続き等について

### (1) 担当部局

北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室(担当：善生、菱沼)

[連絡先]

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

電話 011-206-6189 (ダイヤルイン) FAX 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。

### (2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和6年4月12日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 (1)の場所で交付する。

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年4月12日(金)午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 半導体産学官ネットワーク構築・強化事業委託業務参加表明書作成要領による。

### (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時必着

- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)
- エ 提出部数 9部
  - ※表紙及び文中に提案者名を記入したもの:1部
  - 表紙及び文中に提案者名を記入しないもの:8部
  - 提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。
- オ 作成方法 半導体産学官ネットワーク構築・強化事業提案書作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

## 8 審査基準

審査は、次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力

- ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。
- イ これまでの事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。

(2) 企画提案の内容

- ア 企業や大学・高専等の情報の収集・整理に当たっては、効果的かつ計画的な企業訪問など、ネットワークの構築に向けた工夫がなされているか。
- イ ワークショップの開催に当たっては、成果が見込まれるプロジェクトの組成に向けて、地域や企業等のニーズや課題を的確に把握するなど、実施効果を高めるための工夫がなされているか。
- ウ 提案されたプロジェクトの例は、ネットワークの構築・強化、ひいては、道内の半導体エコシステムの構築につながるものであるか。
- エ 活動道報告会は、ネットワークの構築・強化につながるための工夫がなされているか。
- オ コーディネーターとサブコーディネーターは、ネットワークの構築に向けて、必要な知見や経験等を有する者の設置を予定しているか。

(3) 業務遂行手法の妥当性

- ア 事業全体のスケジュールは妥当か。
- イ 効率的な事業執行や透明性が確保される内容であるか。

(4) 道施策との整合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にあたる「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。
- エ 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を受けているか。

## 9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、ヒアリングの前に委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

## 10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 11 契約についての留意点等

- (1) 契約書・仕様書等の作成  
選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の中で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権  
原則として委託元である道に帰属する。
- (3) 関係書類の整備  
委託事業に係る次の関係帳簿類を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。
  - ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
  - イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類
  - ウ 本事業への従事内容が分かる書類（業務日報等）
- (4) 守秘義務
  - ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。
  - イ 業務の執行に当たり、企業が開示した情報であっても、他の機関へ申し送るなど外部へ情報提供の際には、当該企業の了解を得なければならない。
  - ウ 受託者は、相談企業の状況など、個別情報に関する一切の書類は厳重に管理するものとする。

## 12 委託業務遂行に当たっての留意点

本事業は、道の監査対象事業となっていることから、本事業の進捗状況等によっては、報告を求める場合があること。